

告 示

埼玉県告示第百八号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

令和七年二月二十一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 許可番号

第二〇二三―四―〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県さいたま市緑区大字大門字鶴巻二千百五十五番一外十七筆

埼玉県さいたま市緑区大字南部領辻字稻荷下三千九百三十九番一外一筆

埼玉県さいたま市緑区大字南部領辻字葭山三千八百二十九番三外一筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千二十二・七八立方メートル